

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 3 1 日

各都道府県消防防災主管課 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課

「消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領
の一部改正について（通知）」の一部訂正について

標記については「消防用設備等の試験基準及び点検要領並びに防火対象物点検の点検要領の一部改正について（通知）」（令和 6 年 3 月 29 日付け消防予第 157 号）により通知したところですが、別紙 1 の一部（「第 25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等）の試験基準」及び「第 26 非常電源（自家発電設備）の試験基準」）に誤りがありましたので、別添のとおり差し替えていただきますようお願いします。なお、参考に正誤表を添付します。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）

非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。	
		b 設置場所に対応して配電盤等の種別が、次のとおりとなっていること。	
		設 置 位 置	配電盤等の種別
		不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等
		屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等
		不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等
		耐火性能を有するパイプシャフト	配電盤等
構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等
		備考 1 一種耐熱形配電盤等とは、1 種配電盤又は 1 種分電盤をいう。 2 二種耐熱形配電盤等とは、2 種配電盤又は 2 種分電盤をいう。 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。	
		消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	

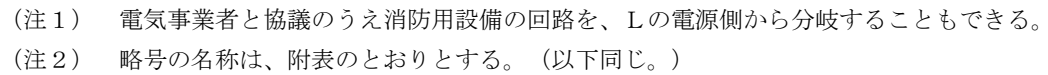
保有距離		目視により確認する。	配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 (単位：m以上)			
			保有距離を確保 しなければならない部 分の種別 配電盤等	操 作 面 (前面)	点 検 面	屋外・屋上で 建築物等と相 対する面
			一種耐熱形配電盤等	1.0 操作を行う面 が相互に面す る場合1.2	0.6 点検に支障と ならない部分 についてはこ の限りでない。	1.0
			二種耐熱形配電盤等			3.0
			一 般 形 配 電 盤 等			
設 置 方 法	分 岐 方 法	目視により確認する。	供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工されていること。			
	結 線 ・ 接 続		配線、機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。			
	表 示		開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。			
	耐 震 措 置		地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。			
	配 電 盤 等 の 機 器		1 種配電盤等に収納する機器は1 種耐熱形機器を、2 種配電盤等に収納する機器は2 種耐熱形機器を、それぞれ用いていること。一般形配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。			
	配 線					

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準			
接 地 抵 抗 試 験		接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。		測定値は、次表の数値であること。			
				区 分			接地抵抗値
				電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	
				300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D 種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下 (注)
				300Vを超えるもの。	C 種		10Ω以下 (注)
				(注) 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω以下			
※絶 縁 抵 抗 試 験		配電盤等の各充電部相互間並びに充電部と外箱間の絶縁抵抗値を絶縁抵抗計により測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。		測定値は、5MΩ以上であること。			

備考 ※印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ア 電気事業者よりの受電点に使用する場合の例



附表

略号の名称

略 号	名 称
F－T B	耐火形端子台
F－S L	耐火形表示灯
H－M C C B	耐熱形配線用遮断器
H－S L・T	耐熱形表示灯用変圧器
H－F H	耐熱形ヒューズホルダ
W h	電力量計
T B	端子台
S L（R L）	表示灯（赤色）
M C C B	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器〔電気事業者の供給区域によって は設置されない場合がある。〕
⌈・⌋ ⌊・⌋	不燃専用室、耐熱配電盤等

第 26 非常電源（自家発電設備）

非常電源（自家発電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
設 置 場 所 等	設 置 場 所		目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 b 次のいずれかにより設置されていること。 ① 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場所にあつては、屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）に設けてあること。 ② 告示基準に適合するキュービクル式自家発電設備（以下「キュービクル式」という。）は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室（以下「機械室等」という。）又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。 ③ 屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては、隣接する建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）から 3m 以上の距離を有するか、又は、当該設備から 3m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。
	不燃専用室・機械室等	換気設備	目視により確認する。	屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。
		有効な防火区画		配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。
		防水措置		水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。
		出火防止・延焼拡大防止		a 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。 b 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。
		照明設備の有無		点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。
		標 識		自家発電設備である旨の標識が設けられていること。
構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準			
接 地 抵 抗 試 験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。			
		区 分			接 地 抵 抗 値
		電圧の種別による機器	接 地 工 事 の 種 類	接地線の太さ	
		特別高圧計器用変成器の二次側電路	A 種	引 張 り 強 さ 1.04kN 以上の 金属線又は直径 2.6mm 以上の 軟銅線	10Ω 以下
		高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台 及び金属製外箱			
		高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを 結合する変圧器の低圧側の中性点（た だし、低圧電路の使用電圧が 300V 以下の 場合において、当該接地工事を変圧器の 中性点に施し難い場合は、低圧側の一端 子）	B 種	引 張 り 強 さ 2.46kN 以上の 金属線又は直径 4mm 以上の軟 銅線	計算値 (注 1)
		高圧計器用変成器の二次側電路	D 種	引 張 り 強 さ 0.39kN 以上の 金属線又は直径 1.6mm 以上の 軟銅線	100Ω 以 下 (注 2)
		低圧用機械器具 の鉄台及び金属 製外箱（外箱の ない変圧器又は 計器用変圧器に あっては、鉄 心）			
		300V を超える低圧用 のもの			C 種
		(注 1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の 1 線地絡電流のアンペア数で 150（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が 150V を超えた場合に、1 秒を超え 2 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 300、1 秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が 35,000V 以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは 600）を除いた値に等しいオーム数			
(注 2) 低圧電路において当該電路に地絡を生じた場合に 0.5 秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω 以下					

※絶縁抵抗試験			発電機から変圧器一次側まで、切替装置の一次側まで又は配電盤の主開閉器一次側までの電路について、大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を所定の絶縁抵抗計で測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。 <table><tr><td colspan="2">電炉の使用電圧の区分</td><td>絶縁抵抗値</td></tr><tr><td rowspan="2">300 V 以下</td><td>対地電圧 150 V 以下</td><td>0. 1MΩ</td></tr><tr><td>対地電圧 150 V を超え 300 V 以下</td><td>0. 2MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">300 V を超えるもの</td><td>0. 4MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">3000 V 高压電路</td><td>3. 0MΩ</td></tr><tr><td colspan="2">6000 V 高压電路</td><td>6. 0MΩ</td></tr></table>	電炉の使用電圧の区分		絶縁抵抗値	300 V 以下	対地電圧 150 V 以下	0. 1MΩ	対地電圧 150 V を超え 300 V 以下	0. 2MΩ	300 V を超えるもの		0. 4MΩ	3000 V 高压電路		3. 0MΩ	6000 V 高压電路		6. 0MΩ
電炉の使用電圧の区分		絶縁抵抗値																			
300 V 以下	対地電圧 150 V 以下	0. 1MΩ																			
	対地電圧 150 V を超え 300 V 以下	0. 2MΩ																			
300 V を超えるもの		0. 4MΩ																			
3000 V 高压電路		3. 0MΩ																			
6000 V 高压電路		6. 0MΩ																			
※絶縁耐力試験			高压電路及び当該電路に接続された機器に、最大使用電圧の 1.5 倍の電圧を 10 分間印加する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	連続して 10 分間これに耐えること。																	
作 動 試 験	※保護装置 作動試験	過電流遮断器	模擬試験装置又は回路により機能を 確認する。	正常に作動し、遮断器開放表示、警報及び機械自動停止（過電流を除く。）の 動作が設定値どおり正常に行われること。																	
		過速度停止装置																			
		断水又は水温上昇停止 装置（水冷式機関の み）		正常に作動し、設定値において警報が行われること。																	
		ガス温度上昇停止装置 （ガスタービンのみ）																			
		減液警報装置（電気始 動式で必要とする場合 のみ）	正常に作動し、設定値どおりに警報を発し、空気圧縮機が、自動始動・自動停 止すること。																		
		始動空気圧低下警報装 置（空気始動式のみ）																			
		始動空気圧自動充気装 置（空気始動式のみ）																			
	手動停止装置	運転中のエンジンを、手動停止装置で停止させる。	確実に停止し、再始動しないこと。																		
	切替試験	※ ☆ 始 動 試 験	常用電源を切替装置の一次側で遮断するか又は同等な動作をする回路により試験する。	a 正常に動作し 40 秒以内に電圧が確立すること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。																	
		※電 源 切 替 試 験		a 40 秒以内に電源切替装置が切り替わるか又は切替信号が送出されること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。																	

		蓄電池切換試験（自家発電設備から安定して電力が供給されるまでの間、蓄電池設備にて電力を供給するものに限る。）		自家発電設備の電圧確率及び投入までの間、蓄電池設備により電力が供給され、電圧確立後に自動的に蓄電池設備から自家発電設備に切り替わること。
		始動用燃料切替試験（ガス事業者から供給されるガスを燃料とするもので、ガスを圧縮して原動機に供給するものに限る。）		ガス事業者から供給されるガスを圧縮機から安定して供給されるまでの間、始動用燃料容器から燃料を供給し、圧縮機の安定運転後に自動的に始動用燃料からガス事業者の供給するガスに切り替わること。

備考 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

☆印の試験は、電力を常時供給し続ける自家発電設備にあつては、省略することができる。

別紙 1 中の「第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等）の試験基準」及び「第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準」についての正誤表

正					誤（令和 6 年 3 月 29 日通知時）																												
第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）					第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）																												
非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。					非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。																												
ア 外観試験					ア 外観試験																												
試験項目		試験方法		合 否 の 判 定 基 準		試験項目		試験方法		合 否 の 判 定 基 準																							
設置場所等		目視により確認する。		a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。 b 設置場所に対応して配電盤等の種別が、次のとおりとなっていること。 <table><tr><td>設 置 位 置</td><td>配電盤等の種別</td></tr><tr><td>不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）</td><td>一種耐熱形配電盤等</td></tr><tr><td>屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）</td><td>二種耐熱形配電盤等</td></tr><tr><td>不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く）、ポンプ室その他これらに類する室</td><td>一般形配電盤等</td></tr><tr><td>耐火性能を有するパイプシャフト</td><td>一般形配電盤等</td></tr><tr><td>上記以外の場所</td><td>一種耐熱形配電盤等</td></tr></table> 備考 1 一種耐熱形配電盤等とは、1 種配電盤又は 1 種分電盤をいう。 2 二種耐熱形配電盤等とは、2 種配電盤又は 2 種分電盤をいう。 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般分電盤をいう。		設 置 位 置	配電盤等の種別	不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等	屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	二種耐熱形配電盤等	不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く）、ポンプ室その他これらに類する室	一般形配電盤等	耐火性能を有するパイプシャフト	一般形配電盤等	上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等	目視により確認する。		a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。 b 設置場所に対応して配電盤等の種別が、次のとおりとなっていること。 <table><tr><td>設 置 位 置</td><td>配電盤等の種別</td></tr><tr><td>不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）</td><td>一種耐熱形配電盤等</td></tr><tr><td>屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）</td><td>二種耐熱形配電盤等</td></tr><tr><td>不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く）、ポンプ室その他これらに類する室</td><td>一般形配電盤等</td></tr><tr><td>耐火性能を有するパイプシャフト</td><td>一般形配電盤等</td></tr><tr><td>上記以外の場所</td><td>一種耐熱形配電盤等</td></tr></table> 備考 1 一種耐熱形配電盤等とは、1 種配電盤又は 1 種分電盤をいう。 2 二種耐熱形配電盤等とは、2 種配電盤又は 2 種分電盤をいう。 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般分電盤をいう。		設 置 位 置	配電盤等の種別	不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等	屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	二種耐熱形配電盤等	不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く）、ポンプ室その他これらに類する室	一般形配電盤等	耐火性能を有するパイプシャフト	一般形配電盤等	上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等
設 置 位 置	配電盤等の種別																																
不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等																																
屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	二種耐熱形配電盤等																																
不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く）、ポンプ室その他これらに類する室	一般形配電盤等																																
耐火性能を有するパイプシャフト	一般形配電盤等																																
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等																																
設 置 位 置	配電盤等の種別																																
不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等																																
屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から 3 m 以上の距離を有する場合又は当該受電設備から 3 m 未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	二種耐熱形配電盤等																																
不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く）、ポンプ室その他これらに類する室	一般形配電盤等																																
耐火性能を有するパイプシャフト	一般形配電盤等																																
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等																																
構造・性能		目視により確認する。		消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		構造・性能		目視により確認する。		消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。																							
保有距離		目視により確認する。		配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。（単位：m 以上） <table><tr><td>保有距離を確保しなければならない部分の種別</td><td>操作面（前面）</td><td>点 検 面</td><td>屋外・屋上で建築物等と相対する面</td></tr><tr><td>一種耐熱形配電盤等</td><td rowspan="3">〔操作を行う面が相互に面する場合 1.2〕</td><td>0.6</td><td>1.0</td></tr><tr><td>二種耐熱形配電盤等</td><td rowspan="2">〔点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。〕</td><td>3.0</td></tr><tr><td>一般形配電盤等</td></tr></table>		保有距離を確保しなければならない部分の種別	操作面（前面）	点 検 面	屋外・屋上で建築物等と相対する面	一種耐熱形配電盤等	〔操作を行う面が相互に面する場合 1.2〕	0.6	1.0	二種耐熱形配電盤等	〔点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。〕	3.0	一般形配電盤等	目視により確認する。		配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。（単位：m 以上） <table><tr><td>保有距離を確保しなければならない部分の種別</td><td>操作面（前面）</td><td>点 検 面</td><td>屋外・屋上で建築物等と相対する面</td></tr><tr><td>一種耐熱形配電盤等</td><td rowspan="3">〔操作を行う面が相互に面する場合 1.2〕</td><td>0.6</td><td>1.0</td></tr><tr><td>二種耐熱形配電盤等</td><td rowspan="2">〔点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。〕</td><td>3.0</td></tr><tr><td>一般形配電盤等</td></tr></table>		保有距離を確保しなければならない部分の種別	操作面（前面）	点 検 面	屋外・屋上で建築物等と相対する面	一種耐熱形配電盤等	〔操作を行う面が相互に面する場合 1.2〕	0.6	1.0	二種耐熱形配電盤等	〔点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。〕	3.0	一般形配電盤等
保有距離を確保しなければならない部分の種別	操作面（前面）	点 検 面	屋外・屋上で建築物等と相対する面																														
一種耐熱形配電盤等	〔操作を行う面が相互に面する場合 1.2〕	0.6	1.0																														
二種耐熱形配電盤等		〔点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。〕	3.0																														
一般形配電盤等																																	
保有距離を確保しなければならない部分の種別	操作面（前面）	点 検 面	屋外・屋上で建築物等と相対する面																														
一種耐熱形配電盤等	〔操作を行う面が相互に面する場合 1.2〕	0.6	1.0																														
二種耐熱形配電盤等		〔点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。〕	3.0																														
一般形配電盤等																																	
設置方法		目視により確認する。		供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工されていること。 配線、機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。 開閉器には、消防用設備等である旨の表示があること。 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。 1 種配電盤等に収納する機器は 1 種耐熱形機器を、2 種配電盤等に収納する機器は 2 種耐熱形機器を、それぞれ用いていること。一般形配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。		設置方法		目視により確認する。		供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工されていること。 配線、機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。 開閉器には、消防用設備等である旨の表示があること。 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。 1 種配電盤等に収納する機器は 1 種耐熱形機器を、2 種配電盤等に収納する機器は 2 種耐熱形機器を、それぞれ用いていること。一般形配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。																							

イ 機能試験																		
試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準																
接 地 抵 抗 試 験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。 <table><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th>電圧の種別による機器</th><th>接地工事の種類</th><th>接地線の太さ</th><th>接地抵抗値</th></tr><tr><td>300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td><td>D種</td><td>引き張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td><td>100Ω以下 ⑦</td></tr><tr><td>300Vを超えるもの。</td><td>C種</td><td></td><td>10Ω以下 ⑦</td></tr></table> ⑦ 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω以下	区 分				電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	接地抵抗値	300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引き張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下 ⑦	300Vを超えるもの。	C種		10Ω以下 ⑦
区 分																		
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	接地抵抗値															
300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引き張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下 ⑦															
300Vを超えるもの。	C種		10Ω以下 ⑦															
※絶 縁 抵 抗 試 験	配電盤等の各充電部相互間並びに充電部と外箱間の絶縁抵抗値を絶縁抵抗計により測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、5MΩ以上であること。																

備考 ※印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

別図 低圧で受電する非常電源専用受電設備の分岐方法

ア 電気事業者よりの受電点に使用する場合の例

(注1) 電気事業者と協議のうえ消防用設備の回路を、Lの電源側から分岐することもできる。

(注2) 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

イ 他線で受電している場合の引込みの例

附表

略 号	名 称
F-TB	耐火形端子台
F-SL	耐火形表示灯
H-MCCB	耐熱形配線用遮断器
H-SL・T	耐熱形表示灯用変圧器
H-FH	耐熱形ヒューズホルダ
Wh	電力量計
TB	端子台
SL (RL)	表示灯 (赤色)
MCCB	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器
[]	「電気事業者の供給区域によって」は設置されない場合がある。
[]	不燃専用室、耐熱配電盤等

イ 機能試験																		
試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準																
接 地 抵 抗 試 験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。 <table><tr><th>区 分</th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th>電圧の種別による機器</th><th>接地工事の種類</th><th>接地線の太さ</th><th>接地抵抗値</th></tr><tr><td>300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td><td>D種</td><td>引き張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td><td>100Ω以下 ⑦</td></tr><tr><td>300Vを超えるもの。</td><td>C種</td><td></td><td>10Ω以下 ⑦</td></tr></table> ⑦ 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω以下	区 分				電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	接地抵抗値	300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引き張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下 ⑦	300Vを超えるもの。	C種		10Ω以下 ⑦
区 分																		
電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ	接地抵抗値															
300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引き張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100Ω以下 ⑦															
300Vを超えるもの。	C種		10Ω以下 ⑦															
※絶 縁 抵 抗 試 験	配電盤等の各充電部相互間並びに充電部と外箱間の絶縁抵抗値を絶縁抵抗計により測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、5MΩ以上であること。																

備考 ※印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年消防庁告示第10号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

別図 低圧で受電する非常電源専用受電設備の分岐方法

ア 電気事業者よりの受電点に使用する場合の例

(注1) 電気事業者と協議のうえ消防用設備の回路を、Lの電源側から分岐することもできる。

(注2) 略号の名称は、附表のとおりとする。(以下同じ。)

イ 他線で受電している場合の引込みの例

附表

略 号	名 称
F-TB	耐火形端子台
F-SL	耐火形表示灯
H-MCCB	耐熱形配線用遮断器
H-SL・T	耐熱形表示灯用変圧器
H-FH	耐熱形ヒューズホルダ
Wh	電力量計
TB	端子台
SL (RL)	表示灯 (赤色)
MCCB	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器
[]	「電気事業者の供給区域によって」は設置されない場合がある。
[]	不燃専用室、耐熱配電盤等

試 験 項 目		試 験 方 法		合 否 の 判 定 基 準																																																										
設置場所等	設置場所	目視により確認する。		a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 b 次のいずれかにより設置されていること。 ① 不燃材料で造られた壁、柱、床、及び天井（天井のない場所にあつては屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「燃専用室」という。）に設けてあること。 ② 告示基準に適合するキュービクル式自家発電設備（以下「キュービクル式」という。）、は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、制御室その他これらに類する室（以下「機械室等」という。）又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。 ③ 屋外又は特定主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合あつては、隣接する建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）から3m以上の距離を有するか、又は、当該設備から3m未満の範囲に隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられていること。																																																										
	不燃専用室・機械室等	換気設備 有効な防火区画 防水措置 出火防止・延焼拡大防止 照明設備の有無 標 識	目視により確認する。	屋上に通ずる有効な換気設備が設けられていること。 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上十分に充填してあること。 水が浸入し又は浸透するおそれのない構造であること。 a 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の原因となるおそれのある燃物等が置かれていないこと。 b 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス若しくは粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。 自家発電設備である旨の標識が設けられていること。																																																										
構 造 ・ 性 能		目視により確認する。		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。																																																										
保有距離	保有距離	目視により確認する。		自家発電設備は、表次に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること（単位：m） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器名</th> <th colspan="2">換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th colspan="2">相 互</th> <th colspan="2">相対する面</th> <th colspan="2">変電設備又は発電設備との間の距離</th> <th rowspan="2">建築物等との間の距離</th> </tr> <tr> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> <th>換気設備又は他の設備との間の距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キュービクル式のもの</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>キュービクル式以外のもの</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>燃料・タンク搭載機</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> <td>0.2</td> </tr> <tr> <td>燃料・タンク搭載機</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.2</td> <td>0</td> <td>0.6</td> <td>1.0</td> <td>1.2</td> <td>1.0</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> 注：（1）3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸等とした場合は、3m未満である。 （2）予熱する方式の原動機にあつては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間に不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りではない。 備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。		機器名	換気設備又は他の設備との間の距離		相 互		相対する面		変電設備又は発電設備との間の距離		建築物等との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	/	/	0	1.0	1.0	キュービクル式以外のもの	1.0	0.6	0.2	0	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	燃料・タンク搭載機	1.0	0.6	0.2	0	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2	燃料・タンク搭載機	1.0	0.6	0.2	0	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2
	機器名	換気設備又は他の設備との間の距離		相 互			相対する面		変電設備又は発電設備との間の距離		建築物等との間の距離																																																			
換気設備又は他の設備との間の距離		換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離	換気設備又は他の設備との間の距離																																																							
キュービクル式のもの	1.0	0.6	0.2	0	/	/	0	1.0	1.0																																																					
キュービクル式以外のもの	1.0	0.6	0.2	0	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2																																																					
燃料・タンク搭載機	1.0	0.6	0.2	0	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2																																																					
燃料・タンク搭載機	1.0	0.6	0.2	0	0.6	1.0	1.2	1.0	0.2																																																					
設置方法	分岐方法	目視により確認する。		供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は断器によって遮断されないように設けられていること。																																																										
	結線・接続 表示 耐震措置 自家発電装置・制御装置 配線	目視により確認する。		配線、付属機器等は、確実にかつ、緩みなく接続されていること。 a 回路表示が、電源切換装置以降の配電盤部にあること。 b 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。																																																										

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準				
接 地 抵 抗 試 験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。				
		区 分			接 地 抵 抗 値	
		電圧の種別による機器	接地工事の種類	接地線の太さ		
		特別高圧計器用変成器の二次側電路	A 種	引 張 り 強 さ 1.04kN 以上の 金属線又は直径 2.6mm 以上の 軟銅線	10Ω 以下	
		高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台 及び金属製外箱				
		高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを 結合する変圧器の低圧側の中性点（た だし、低圧電路の使用電圧が300V以下の 場合において、当該接地工事を変圧器の 中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子）	B 種	引 張 り 強 さ 2.46kN 以上の 金属線又は直径 4mm 以上の軟 銅線	計算値 （注1）	
		高圧計器用変成器の二次側電路	D 種	引 張 り 強 さ 0.39kN 以上の 金属線又は直径 1.6mm 以上の 軟銅線		100Ω以下 （注2）
		低圧用機械器具 の鉄台及び金属 製外箱（外箱の ない変圧器又は 計器用変圧器に あつては、鉄心）				
		300V 以下の低圧用の もの、ただし、使用電 圧が直流300V 又は交 流対地電圧150V 以下 の機械器具を乾燥し た場所に施設する場 合を除く。				
		300V を超える低圧用 のもの	C 種		10Ω 以下 （注2）	
（注1） 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の1線地絡電流のアンペア数で150（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に、1秒を超え2秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは300、1秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは600）を除いた値に等しいオーム数 （注2） 低圧電路において当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω以下						
※ 絶 縁 抵 抗 試 験	発電機から変圧器一次側まで、切替装置の一次側まで又は配電盤の主開閉器一次側までの電路について、大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を所定の絶縁抵抗計で測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。				
		電炉の使用電圧の区分		絶縁抵抗値		
		300V 以下		対地電圧150V 以下	0.1MΩ	
				対地電圧150V を超え300V 以下	0.2MΩ	
		300V を超えるもの			0.4MΩ	
		3000V 高圧電路			3.0MΩ	
		6000V 高圧電路			6.0MΩ	
※ 絶 縁 耐 力 試 験	高圧電路及び当該電路に接続された機器に、最大使用電圧の1.5倍の電圧を10分間印加する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	連続して10分間これに耐えること。				

イ 機能試験

試 験 項 目	試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準				
接 地 抵 抗 試 験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて、行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。			地 域 抵 抗 値	
		区 分		接 地 工 事 の 種 類		
		電圧の種別による機器	接地線の太さ			
		特別高圧計器用変成器の二次側電路 高圧用又は特別高圧用の機械器具の鉄台及び金属製外箱	A 種		引 張 り 強 さ 1.04kN 以上の 金属製又は直径 2.6mm 以上の軟銅線	10Ω 以下
		高圧又は特別高圧の電路と低圧電路とを結合する変圧器の低圧側の中性点（ただし、低圧電路の使用電圧が300V以下の場合において、当該接地工事を変圧器の中性点に施し難い場合は、低圧側の一端子） 高圧計器用変成器の二次側電路 低圧用機械器具の鉄台及び金属製外箱（外箱のない変圧器又は計器用変圧器にあつては、鉄心）	B 種		引 張 り 強 さ 2.46kN 以上の 金属製又は直径 4mm 以上の軟銅線	計算値（注1）
300V 以下の低圧用のもの。ただし、使用電圧が直流300V又は交流対地電圧150V以下の機械器具を乾燥した場所に施設する場合を除く。	D 種	引 張 り 強 さ 0.39kN 以上の 金属製又は直径 1.6mm 以上の軟銅線	100Ω 以下（注2）			
	300V を超える低圧用のもの	C 種	10Ω 以下（注2）			
(注1) 変圧器の高圧側又は特別高圧側の電路の1線地絡電流のアンペア数で150（変圧器の高圧側の電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧側の電路と低圧側の電路との混触により低圧電路の対地電圧が150Vを超えた場合に、1秒を超え2秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは300、1秒以内に自動的に高圧電路又は使用電圧が35,000V以下の特別高圧電路を遮断する装置を設けるときは600）を除いた値に等しいオーム数 (注2) 低圧電路において当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500Ω以下						
※ 絶 縁 抵 抗 試 験	発電機から変圧器一次側まで、切替装置の一次側まで又は配電盤の主開閉器一時側までの電路について、大地間及び配線相互間の絶縁抵抗値を所定の絶縁抵抗計で測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。				
		測 定 箇 所	絶縁抵抗値	測 定 器 の 種 類		
		電気子巻線	絶 圧 3MΩ 以上	500V 絶縁抵抗計		
		及び主回路	高 圧 5 %	1,000V %		
		界 磁 巻 線	3 %	500V %		
		制 御 回 路	1 %	500V %		
		充 電 交 流 側 端 子 装 置	直 流 側 端 子 3 %	500V %		
※ 絶 縁 耐 力 試 験	高圧電路及び当該電路に接続された機器に、最大使用電圧の1.5倍の電圧を10分間印加する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	連続して10分間これに耐えること。				

作 動 試 験	※保護装置 作動試験	過電流遮断機	模擬試験装置又は回路により機能を 確認する。	正常に作動し、遮断器開放表示、警報及び機械自動停止（過電流を除く。）の動作が設定値どおり正常に行われること。
		過速度停止装置		
		断水又は水温上昇停止装置（水冷式機関のみ）		
		ガス温度上昇停止装置（ガスタービンのみ）		
		減液警報装置（電気始動式で必要とする場合のみ）		正常に作動し、設定値において警報が行われること。
	切替試験	始動空気圧低下警報装置（空気始動式のみ）	始動空気槽の圧力を低下させて、自動始動、自動停止することを確認する。	正常に作動し、設定値どおりに警報を発生し、空気圧縮機が、自動始動・自動停止すること。
		始動空気圧自動充気装置（空気始動式のみ）		
		手動停止装置	運転中のエンジンを、手動停止装置で停止させる。	確実に停止し、再始動しないこと。
		※ ☆ 始動試験	常用電源を切替装置の一次側で遮断するか又は同等な動作をする回路により試験する。	a 正常に動作し 40 秒以内に電圧が確立すること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。
		※電源切替試験		a 40 秒以内に電源切替装置が切り替わるか又は切替信号が送出されること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。
		蓄電池切替試験（自家発電設備から安定して電力が供給されるまでの間、蓄電池設備にて電力を供給するものに限る。）		自家発電設備の電圧降下率及び投入までの間、蓄電池設備により電力が供給され、電圧確立後に自動的に蓄電池設備から自家発電設備に切り替わること。
		始動用燃料切替試験（ガス事業者から供給されるガスを燃料とするもので、ガスを圧縮して原動機に供給するものに限る。）		ガス事業者から供給されるガスを圧縮機から安定して供給されるまでの間、始動用燃料容器から燃料を供給し、圧縮機の安定運転後に自動的に始動用燃料からガス事業者の供給するガスに切り替わること。

備考 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものについては、省略することができる。

☆印の試験は、電力を常時供給し続ける自家発電設備にあっては、省略することができる。

※作 動 試 験	保護装置作 動試験	過電流遮断機	模擬試験装置又は回路により機能を 確認する。	正常に作動し、遮断器開放表示、警報及び機械自動停止（過電流を除く。）の動作が設定値どおり正常に行われること。
		過速度停止装置		
		断水又は水温上昇停止装置（水冷式機関のみ）		
		ガス温度上昇停止装置（ガスタービンのみ）		
		減液警報装置（電気始動式で必要とする場合のみ）		正常に作動し、設定値において警報が行われること。
	切替試験	始動空気圧低下警報装置（空気始動式のみ）	始動空気槽の圧力を低下させて、自動始動、自動停止することを確認する。	正常に作動し、設定値どおりに警報を発生し、空気圧縮機が、自動始動・自動停止すること。
		始動空気圧自動充気装置（空気始動式のみ）		
		手動停止装置	運転中のエンジンを、手動停止装置で停止させる。	確実に停止し、再始動しないこと。
		始動試験	常用電源を切替装置の一次側で遮断するか又は同等な動作をする回路により試験する。	a 正常動作し 40 秒以内に電圧が確立すること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。
		切替試験		a 40 秒以内に電源切替装置が切り替わるか又は切替信号が送出されること。 b 運転中において異常音又は異常振動がないこと。

備考 ※印の試験は、「自家発電設備の基準」（昭和 48 年消防庁告示第 1 号）に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものについては、省略することができる。